

平成 27 年度第 3 回（第 9 回）米沢市総合計画審議会 会議録

1 日 時 平成 27 年 6 月 9 日（火） 13：30～15：20

2 場 所 伝国の杜小会議室

3 出席委員

尾形健明会長、安部美和子委員、泉多恵子委員、奥村あい子委員、小野浩幸委員、佐藤大喜委員、島津眞一委員、白井裕久委員、白石祥和委員、鈴木清治委員、清野雅好委員、林宗太郎委員、我妻仁委員 以上 13 名  
（遠藤秀平委員、大和田浩子委員、小野寺忠司委員、柴田正孝委員、佐藤晃代委員、中嶋朱実委員は欠席）

事務局

副市長、総務部長、企画調整部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、会計管理者、水道部長、市病事務局長、議会事務局長  
（教育管理部長、教育指導部長は欠席）

総合政策課 課長、課長補佐、総合計画策定室長、担当

4 会議録

（1）開会

（2）会長あいさつ

会 長 お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。いよいよ審議会も本日の会議が原案をつくる段階では最後になります。答申が 8 月上旬ですので、今日まとめていただいた案は、パブリック・コメントに出す状況になっております。皆さん方もぜひ言いたいこととお話しいただき、答申案をつくっていききたいと思います。どうぞよろしく願います。

（3）議事

事務局 審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会長が議長となることとされております。尾形会長に議長をお願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の会議につきましては、午後 3 時 30 分までには終了したいと考えておりますので、議事の運営につきまして委員の皆様のお協力をお願いいたします。それでは、本日の進め方について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに、本日お配りした重点事業案について説明をさせていただき、御意見を頂戴したいと思います。その後、前回まで御審議をいただいた基本構想・基本計画案についての調整内容を説明させていただき、御意見を頂戴したいと思います。なお、本日の御審議を踏まえた計画案を、7 月 1 日からパブリック・コメントにかける予定としております。このパブリック・コメントの御意見等を踏まえた調整を行い、8 月上旬に開催予定の審議会最終的な計画案の決定をしていただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 それでは事務局の提案に沿って進めさせていただきます。重点事業案について説明願います。

事務局 資料 5 「米沢市新総合計画前期重点事業（案）」に基づき説明

- この、重点事業案は、総合計画に掲げる将来像の実現に向け、基本計画に掲げるもののうち前期5年間で特に重点的に取り組む全部で11の事業等を前期重点事業として設定させていただいたものです。
- 1番目の人口定住の促進については、地域で長く暮らしてもらうための環境整備を進めるとともに、市外からの定住促進を図るほか、交流人口の拡大を推進することとしています。
- 2番目の子育てを応援し子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進については、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、若者が安心して子どもを産み育てられるようにするとともに、地域の中で子どもたちが郷土への愛着を持つことができるよう切れ目ない支援を展開することとしています。
- 3番目のコンパクトなまちづくりの推進については、買い物や医療・福祉等の生活サービスや地域活動を集めた中心市街地を核とした密度の濃いコンパクトなまちづくりを推進するとともに、周辺地域との相互連携を促進することとしています。
- 4番目の公共交通の充実については、市民バスなどの公共交通機関の充実を図るとともに、デマンド型交通システムの導入を推進することとしています。
- 5番目の雪対策総合計画の策定については、総合的な雪対策の指針となる雪対策総合計画を策定することとしています。
- 6番目の企業立地の促進と新産業の創出については、米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアへの企業立地を促進するとともに、サイエンスパーク構想の実現に向けた取組や新産業創出に向けた取組を推進することとしています。
- 7番目の中小企業の振興については、中小企業の成長と発展を図るため、関係団体等と連携・協力しながら中小企業者の経営基盤の強化、経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を促進することとしています。
- 8番目の東北中央自動車道建設促進事業については、東北中央自動車道福島～米沢～米沢北間の建設促進と（仮称）米沢中央インターチェンジの整備促進のための取組を推進することとしています。
- 9番目の（仮称）道の駅よねざわ整備事業については、（仮称）米沢中央インターチェンジに隣接した場所に山形県・置賜地域の玄関口として、新たな地域の魅力を創造し、その魅力を発信する拠点施設「（仮称）道の駅よねざわ」の整備を推進することとしています。
- 10番目の市立病院建替事業については、老朽化の進む病院施設の建替事業及び医療機器の整備を推進することとしています。
- 11番目の財政健全化の推進については、多様化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、市税等の収納率向上や適正な受益者負担の確立を図るとともに、自主財源の確保を推進します。また、公共施設等を計画的に維持管理すること等により行政コストの縮減を推進することとしています。
- この事業の選定にあたっては、米沢市における今後10年間の1番の課題は

「人口減少対策」であるとの審議会における共通認識、切れ目ない子育て支援やコンパクトなまちづくり、雪対策など審議会において重要とされた御意見等を参考に選定をさせていただきました。

- 原則複数の分野等にわたるようなものについては前半に、既に事業に着手しているいわゆるハード整備のものについては後半にまとめさせていただいており、最後に行政経営の分野である財政健全化について記載しています。

会長 委員 それでは、委員の皆様から重点事業案について御意見を頂戴したいと思います。前回意見を申し上げた上に、更に意見書としてまとめさせていただいたのですが、基本計画案にはそれほど一貫した子育て施策が反映されておらず、落胆していたところでした。しかし、重点事業として組み入れていただき驚いています。ただ、どう精査していいのかわかりませんが、前期重点事業も基本計画とリンクしてきた方がいいと思います。基づかなければならないのは基本計画だと思いますので、基本計画から前期重点事業に反映させたというところが説明せずに読んだだけでも分かるような形の方がいいのではないのでしょうか。審議会に参加していれば分かるのですが、知らない市民が読んだ際にどうなのかと考えると、基本計画の中にも重点事業がリンクしてくるような形だといいいのではないかと思います。重点事業のイメージ通り、子育てから子どもが育っていくまで捉えていただいたことに感謝します。

会長 ありがとうございます。基本構想も基本計画もそうですが、子育て一つをとっても施策が多岐にわたっていて、拾い上げるのが大変なところもあり、今回は重点事業として様々な施策を集めてきまして、子育ては重要だということを重点事業でアピールしたのだと思います。他に御意見ございますか。

委員 4番に公共交通の充実とありますが、同じくらい大事なのは自動車社会からの脱却だと思います。自動車による依存度を低くしなければ、公共交通の存続は危ういと個人的には思います。自動車に依存することは否めないのですが、公共交通を整備することも大事ですし、公共交通を存続させることも簡単ではないと思います。公共交通を存続させるには利用者を増やさなければならず、利用者を増やすには、自動車利用者が少しでも公共機関を利用するようなシステム作りが必要だと思います。車社会によって郊外型の商業施設ばかりが繁盛し、中心市街地が活性化しない要因にもなると思います。公共交通を利用するとともに、自動車社会から脱却できるシステム作りが必要だと思います。バスだけではなく、鉄道もそうですが、高校生の移動手段としてのみのシステムであれば、存続問題に発展しますし、地元だけではなく地域経済の活性化につながるような利用のあり方も考えていかなければならないと思います。

会長 今運行している右回り・左回り線は冬期間に大変重宝しています。ここに、例えば自転車も載せられるような機能が付いていると更に魅力的だと思います。デンプーは道路の真ん中に電車のようなバスがあり、自由に乗り降りでき、南北や東西方向で運行しています。富山市でもそういった公共交通を導入するような話を聞きました。中心市街地活性化のためにも、公共交通機関を利用して街中に人が流れて来ることができればいいという話はよくしています。

委員 観光で気になっていましたが、観光に関わる重点事業が8番の東北中央自動車道と9番の道の駅となりますけれども、東京や関西では外国人観光客が増えていると感じていて、米沢も早めに手を打っておいた方がいいと思っています。オリンピックが5年後に開催されますし、それに向けて急にやろうというよりは、事前に情報発信をしておくことで、米沢に来た外国人が、よく理解でき、また快適に地域で過ごせるには、地道に早めに取りかかっておかないと、外国人観光客が来るからどうしようではなく、5年くらいかけて一つ一つやっていくということとどこかに入れておかないと、すぐそこまで外国人観光客は来ていますから、その観光客を米沢まで伸ばすためにと考えれば、そろそろ力入れて欲しいと思いながら読みました。どこへ入るかは分かりかねますがお願いしたいと思いました。

会長 最近山大工学部も学内の案内看板を英語表記にされていたので、そういうことを米沢市も実施して、観光地がよく分かるように進めることも大事です。

委員 2番の子育てについては、乳幼児期から青年期まで一貫した支援をすることはとても大切だと思いますし、親が安心して働ける環境の整備とありますが、これを見る限り、保育を必要とする親の就労も含めた環境の整備と読み取れますが、子育てと言うと、子どもが何歳になっても親は親で、特にそういった受け皿としてないのは、若者の相談を受けていると、親がどこで失敗したのだろうと原因探しに走ってしまうのですが、大事なのは、もう一度やり直せると言いますか、何歳になっても親であり続ける限り子育てはやり直せますし、働くことはもちろん大切ですが、子育ては間違っている、間違っていないではなく、いつでも相談できるという環境の整備も大事なのではないかと思います。そういったところが保育とした区切りではなく、親として子育ては一生続くものなので、いつでも相談・サポートできる体制をつくるのが行政としては大切なのではないかと思いますし、親支援というのがこれからどんどん必要になってくると感じているところです。

委員 施策大綱を見ますと、郷土をつくる人材の育成や教育と文化のまちづくりが載ってしまっていて、いいなと思って見てきました。5年間力を入れていく重点事業の中に、その教育の項目が明確に入っていないのではないかと思います。2番の「子育てを応援し、子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進」の中にイメージとして入っているようですが、弱いような気がします。もっとも、教育というのは、建物を建てたり、道の駅のような施設を造ったりするのはニュアンスが違うのかもしれませんが、重点事業の中に入れておいてもいいのかなと思います。あと、学園都市も強く今まで言い出してきましたが、重点事業にはどこに出ているのでしょうか。前回もお話ししましたが、市立病院の建替え事業というのは、10番としてありまして大事だとは思いますが、各小中学校の老朽化の対策やコミュニティセンターの老朽化の甚だしいところの建替えも、せめて重点事業の中に一つくらいは入れておいていただいてもいいのかなと思いました。

会長 今の御意見を伺ったうえで、重点事業としての数は増やせますか。

事務局 特に数に制約はございません。

会長 現在実施している事業をもう一度書いていくのも構わないですね。継続中の

ものなど、例えば学園都市等で大学との関わり合いや高校以上との関わりなどがないのではないかというお話ですので、事務局で考えていただければと思います。他にございますか。

委員 今の委員の発言とも兼ね合いがありますが、基本構想案内の基本目標を見て重点事業と見比べると、産業分野や教育分野について載っているのですが、基本目標5の「安全安心にくらすまちづくり」がこの重点事業には書かれていないと思いました。雪の問題は米沢の災害の一つでもありますし、地震でも活断層が米沢の近くにあるなど、災害に備えても自主防災組織率も県内では低い方と聞いていますし、日ごろの備えということで、この防災の観点も入れていただければと思います。

会長 ありがとうございます。他にありますか。

委員 重点事業の10番「市立病院建替事業」についてですが、この文言で見ると、新しいきれいな病院が出来てそこで終わりを読み取れます。もう一つ別の視点が必要かなと思っていて、市立病院は赤字経営をしているので、黒字体質にどのように持っていくのかも大事かと思います。例えば、放射線治療や、最新の治療をするとすると、米沢市民も県外の大型病院等に出かけている人もいますが、それを考えると、その機能を市立病院に持たせることで、逆に県外の福島や仙台から患者を呼べる収益事業のような視点もあってもいいのではないかと思います。また、適した立地も考えていくべきだと思いました。

会長 ありがとうございます。収益事業となると大変ですが、昔、外国人のツアーを組んで、その人たちを病院へ入れて健康診断を行って帰るというツアーを発案した方がいましたね。

委員 市民目線で見ると、基本目標が6個あり、それに対して前期の5年間の重点事業なのかなと思っていましたが、基本目標の6つの番号の振り方と、重点事業の番号の振り方や内容が、横にスライドして見えてこないのが、パブリック・コメントとして重点事業だけを開示するのであれば納得するかもしれませんが、基本目標があって重点事業を担っていると考えると、例えば基本目標1に対して重点事業が1のように、文章を構成したほうが分かりやすく、事業案としてはいいのですが、表示の仕方を基本目標ベースに書いた方がいいと思います。

会長 ありがとうございます。事務局で御検討をお願いします。他にございますか。

委員 重点事業2番のイメージ図ですが、矢印があって分かりやすく工夫されていると感じました。ただ、学童期から青年期までにおける支援を読むと、各部分を組み合わせ載せている網羅的な内容になっていると感じました。重点事業とはこういうことなのかと思いながら見ましたが、「学校不適應の子どもたちへの一貫した支援」とありますが、この5年間で何をしていくのかと考えたとき、基本計画では違ったニュアンスで書いてあり、このイメージからは具体的なものが見づらいく感じました。イメージとしては工夫していますが、5年間で何をしようとしているのかが見にくいという感想を持ちました。

会長 ありがとうございます。事務局で御検討をお願いします。

委員 基本構想から基本計画、それから5年間の重点事業それぞれを見ると、今まで

の検討経過を踏まえて、部分だけを見るとよく書けているという印象です。しかし、これらを通して読むと逆に全体像が分かりづらくなっています。これがパブリック・コメントに出されると考えると、詳細まで読む時間がないので、どのように見て、どのような施策をイメージするのかと懸念しながら見ていました。体系図としては、基本になるのが基本構想の12, 13ページが考え方の体系だと思います。実は市民ベースで見ると、分かりづらいのですが、どうしても必要なのは、基本計画として市の組織ベースに業務を落とし込むときに、どの課がどの目標で何をすることが必要であり、その部分が13ページであって、基本計画だろうと思うのですが、基本計画では複数の課名があって施策が書かれているだけなので、市民にとっては施策がどのように実行されていくのかが分かりづらいと感じます。資料5を見たときに、イメージを見ると、字が多すぎますが、割とシームレスに、各結婚から学童期・青年期までに至る時系列的な施策の組み合わせは分かりやすいと思います。できれば、基本構想の12, 13ページの間にそういったイメージがあると、市民から見れば分かりやすいなと思って見ていました。また、これも総合計画での範疇を超えた話かもしれませんが、政策自体が市の部局を横断的に構築されるほど、実行ベースでいかに総合調整やリーダーシップを図っていくのかということが分かりづらいと感じました。例えば、所管する担当課のトータルの部分、そのスキームイメージ全体を見ながら、全体の中で個々の施策の調整をどのようにしていくのかが明示されていると市民にとって分かりやすい計画になるのではないかと思います。

会 長 この計画は市の内部でも検討していますよね。今の御意見は、どの課がどこを担当しているかが分かれば市民としてはイメージが湧くのではないかと思います。事務局で検討願います。

委 員 重点事業は、基本目標に基づく施策が基本計画にあるので、その中から5年間の重点事業としてピックアップして、資源も財源も労力も集中するという構図を作っただけであれば分かりやすいかなと思います。例えば、ハードの整備は8番から10番は直接形が見えて財源も資源も投入すると分かりやすいですが、1番の人口定住促進や、2番の子育て応援を見ると、基本計画に施策は書いてありますが、定住促進を図るためUIJターン者に対する支援の強化が重点事業だとすると、漠然としているので、この5年間でUIJターン者を増やすための具体的な事業を載せてほしいなと思います。2番目の子育て支援についても、イメージは分かりやすいですが、子育て中の親が安心して働ける環境の整備の中で、保育所の整備や学童保育の整備、環境整備もあるし、病後保育も必要ですが、プラス両立支援は今までもお話ししていますが、受け皿も必要ですが社会全体の意識、企業の子育てを両立支援していくための環境整備も大事だと思うのですが、ここにある事業所内保育所は簡単にもつくれませんし、そういった意味では事業所内保育所を含めた民間企業の両立支援の取組が必要だと思います。また、市民の意識の改革を啓発活動だけにすると、啓発活動が重点事業なのかと思えるものから、もう少しブレイクダウンした形で具体的に、見て分かるように出していただけだと思います。また、持続可能なまちづくりの基本目標6が11番の財

政健全化に含まれると思うのですが、10年間の総合計画の中の5年間で財政健全化は必要だと思うのですが、先ほど来話のあった、施設の老朽化に伴う建替えや維持管理コストはこれからも増えていく中で、米沢だけでない広域を視野に入れて、いかに地域の中で連携しながらコストを共有していくかという視点もこの中に入れていただきたいなと思います。そういう意味では、市立病院も単に建替えるだけではなく、建替える以上、中核病院としての役割は様々病院基本構想にもあるのですが、果たして患者が求める今ない診療科をつかって地域医療の中核としてやっていけばいいのか、それには当然財政負担もかかるので、置総と市内の民間病院と地域の診療所と連携を図って、地域医療の観点から病院のあり方を検討することが必要だと思います。建替え事業自体は重点事業だと思うのですが、建替えが目標ではなくて、基本目標である健康長寿を支えるまちづくりを支えるための一つの施策なので、配慮していただきたいと思います。

会 長     ありがとうございます。

委 員     重点事業ということで11項目あるわけですが、基本目標の全てを叶えることができるわけではないし、重点事業で5年間ということなので、うまくまとまっているなという印象を持ちました。8番から10番あたりは道の駅や自動車道など市民も知っているような項目ですので、タイムリーなことだと見せていただきました。自動車道が完成し、人の流れも変化して、外国や県外から観光目的等様々な面で交流が出てくると思いますが、農業面から見ると、米沢のABCは売込みしておりますが、産地間競争は農業面でも激しく、地域特産のブランドの農産物も様々出ておりますので、その観点からも、道の駅米沢整備事業に関しては、そこで米沢の何をアピールするのかという点で力を入れていくべきだと思いますし、道の駅ができたから何をしようかということでは遅いと思うので、どういうものをしていくかは重要だと思います。それに合わせて、米沢ブランドをもっとPRしていく必要があると思いますので、前期5年の中で、そういった盛り込みをしておいた方が道の駅米沢整備事業がもっといい形で整備できるのではないかなと思います。

会 長     ありがとうございました。次に進ませさせていただきます。基本構想・基本計画案について説明願います。

事務局     資料1「米沢市新総合計画（基本構想案 6/9 修正）」、資料2「基本構想（5/19 修正案）への御意見等と御意見に対する調整内容」、資料3「米沢市新総合計画基本計画（案）（6/9 修正）」、資料4「基本計画（案）への御意見と御意見に対する調整内容」に基づき説明

- 前回の審議会での御意見等も踏まえ、修正したものを資料1及び資料3としてお出ししています。変更部分については下線にてお示しをしています。なお、軽微な語句等の修正については表示しておりませんので御了承願います。
- 前回の主な御意見とそれを踏まえた調整内容をまとめたものを資料2及び資料4としてお出ししています。
- 大きな変更点についてのみ御説明をさせていただきます。
- 御説明の前に1点修正箇所がございます。資料3の基本計画案4ページの成果

指標につきまして、1番の製造業の付加価値額の単位が百万円となっておりますが、確認ミスで、千万円単位となっております。この部分の修正をさせていただきたいと存じます。合わせて、1ページの付加価値額につきましては、従業員が30人以上の事業所を対象とし、4ページの付加価値額が従業員4人以上の事業所を対象としているため、内部で今後調整をさせていただき、単位の調整を行ってまいりますので御了承願います。

- 基本構想案についての大きな変更点としましては、基本目標の順番を変更させていただきました。この順番につきましては、審議会としても御意見が統一されていないことから、事務局で検討した結果、これまでの審議により、委員皆様の共通認識となっている、米沢市における今後10年間の1番の課題は「人口減少対策」であるとの考え、また、「人口減少対策」のためには、安心して子どもを生み育てるために必要な安定した収入の確保が必要であり、そのためには産業振興と、人材育成を行う必要があるとの御意見も踏まえ、人口減少対策に力を入れていく姿勢を表す順番としまして、基本目標の「挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり」で産業振興を図り、基本目標の「郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり」で人材育成を行うことで、子育てに必要な安定した収入の確保を図り、基本目標の「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」を行うという流れとなるよう、これまでの基本目標の3番と4番目の順番を入れ替える形で整理させていただきました。
- 結果、基本目標の順番は次のようになります。
  - 1 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり
  - 2 郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり
  - 3 子育てと健康長寿を支えるまちづくり
  - 4 自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり
  - 5 安全安心に暮らすまちづくり
  - 6 持続可能なまちづくり（協働・行政経営）
- なお、この順番は結果として、現在国が人口減少対策に力を注ぐため策定しております「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の順番に概ね合致する形となったことから、人口減少対策に力を入れていく姿勢を表わすものとしては妥当なものであると考えています。
- 基本計画案についてにつきましては、基本構想の変更に伴い、第3章と第4章を変更したほか、前回の御意見に基づき文言等を修正させていただきました。また、事務局で再度調整した結果、例えば施策1-3に畜産分野における現状、施策4-2における計画的なゾーニングによる適正な土地利用の推進のための取組等の不足していた箇所について追記させていただいております。
- なお、より具体的な施策を記載できないかとの御意見をいくつかいただいておりますが、基本計画は、施策の方向性を示すものであり、より個別具体的な事業については、基本計画の施策に基づき計画する実施計画に登載することとなりますので御了承いただければと思います。
- そのほか、前回審議会で御質問等がありました、アンテナショップの売上額等



の回答については、資料4の調整内容等の欄に記載させていただいています。

会 長 それでは、委員の皆様から基本構想・基本計画案について御意見を頂戴したいと思います。

委 員 基本計画の3ページについてですが、基本構想にもあるように、人口減少対策と若い人たちが子育てしやすいようなまちづくりや環境整備の中には、働く若い人たちが今の安定した雇用に加えて勤労所得を増やしていく施策が大事だということを通認識で議論してきたと思います。そう考えると、施策1-1「活力ある商工業の振興」はコンパクトにまとまっていると思うのですが、例えば施策1-1-7に「米沢産業育成事業等の推進により将来本市の産業を支える人材の育成を支援します」とあり、若い人たち等の人材を育成していこうということなのですが、産業育成事業で今行っているのは、はんだ付けやファインピッチの指導といったものづくりの一部を支える人材を支援していこうという事業をしているのですが、今までの議論を踏まえれば、例えば新しい産業を支えていく上で、土木業や建設業でもCADではなく3DCADで設計できる人材を育成するとか、また、IT関連の単なるC言語ではないソフトウェアを開発できる人材を育成していくとか、多種多様で高度な技術を身につけて職業人としての付加価値の高い人材を市として育成していくという強いメッセージが欲しいと思います。そういった意味では、これから産業界に入っていく高校生や専門学校等を卒業して戻ってくる人たちに、今の環境に安住することなく、企業の中でのキャリアアップや職業教育を受けてもらうよう、行政として支援していくことが必要だと思いますし、何も行政がコストをかけて支援するだけでなく、大学や教育機関と連携しながら効率的に運営していくことも必要だと思います。つまり、単に人材を育てるという表現でなく、高度でかつ多様なスキルを持った人材を育てていくところを入れ込んでいただきたいと思います。それに関連して、施策の2-2では学校教育や社会教育等があって、ここでの大きい課題は18歳と22歳の2つのハードルがあり、これが大きい壁となって人口が流出して戻らないというのが共通の認識だと思います。それを打破するためには、施策2-2-3にあるように、地元大学への興味を持ってもらう出前講座や高等学校と大学の連携を推進し、地元大学への進学率の向上を促進することは確かに必要で、今の地元大学への進学割合は非常に低くて、高めていくことは必要だとは思いますが、それは18歳の壁を一つ崩して地元の進学率を高めるということで解消され、22歳の壁を崩していくためには、もう一つ方策が必要で、例えば、これから5年10年後を考えて、地域に不足しているのは看護職、保育士、介護職（ケアマネジャーや専門員、介護福祉士）等ハイレベルな若い方で、こういった人を受け入れて育てていくことが理想ですが、実情は専門学校や大学で市外へ出ているので、そういう方々が帰って来ることができるような方策を是非ここで考えていただきたいと思います。米沢市立病院では、看護師が足りないので奨学金制度を導入し、月5万円を学生に支給し、米沢市立病院に就職すると奨学金の返還は不要としていますが、この制度を拡充して、この地域では看護師が必要なので、米沢に戻ってくるのであれば、一定期間免除するという今までの発想から脱却した形で入れていただきたいと思います。

と思います。22歳で米沢へ帰ってきて、30年～40年米沢市で30万平均の賃金を得て、生涯で1億5千万から2億円の収入を得れば、所得であれば1億数千万、市民税で言えば数千万の税金を納めてくれるわけですので、先行投資になります。そういう方々が戻って来られるような、壁を取り払う施策を何か入れていただきたいなと思います。また、この基本計画に盛り込まれないと実施計画に反映されないとなると、ぜひ基本計画に入れていただきたいのは、学校教育でグローバルな人材を育てるということで、小中学校から英語教育は教育課程でもやっていますが、米沢市としては、確かな学力と郷土愛に加えてもう一つ何か施策を謳っていただきたい。また、「がってしない子ども」にはグローバルな人材の中には入るのだというアピール・メッセージも入れていただきたいなと思います。最後に、25、26ページの健康長寿で非常に気になっているのが、目指す姿で「食や運動を通した健康への意識が高い、健康増進のまちを目指します」とあり、非常にいい目標ではありますが、実際米沢市は特定健診受診率は県内でも非常に低い数値です。新生児の死亡率も置賜地域内でも高く、県内でも健康に関する数値は、置賜地域、特に米沢はパフォーマンスが非常に低いと認識しています。そう考えると、単なる生活習慣病予防を推進することで特定健診受診率の現状値30.1%から目標数値60%に上げるということは、かなりハードルが高い目標なので、これを実現するためには、単に健康推進体制の整備や健康意識の高揚だけではなく、特定健診の事業そのものを見直す必要があると思います。例えば現在はすこやかセンターで集団検診を行っていますが、そういう規制的なものを取り払って、過去にあったようにコミュニティセンター単位で特定健診の集団検診を行っていくなど、何か劇的に変えていかないと、60%まではいかないと思います。あとは、31ページの「目指す目標値」が二つ並んでいます。ここは「市民・地域・事業者に期待する役割」になるのかなと思います。あと、49ページの電子申請です。市民が行政サービスを利用していく上で電子自治体の推進は非常に大事なことなので、ホームページを活用しながら情報提供をしていただいて、電子申請をいかに根差していくかは大事なことだとは思いますが、最近の報道を見るとコンビニエンスストアをうまく使って住民票を取得できるサービス等新たなサービスが出てきているので、ICTを活用した学校教育、情報教育の推進だけでなく、市民サービスの中でICTを使って、市民にとって高齢社会の中での利便性の向上にも繋がりますし、是非コンビニエンスストアを使ったような形でのネットワークを活かしていただきたいと思いました。

会 長      ありがとうございます。他にありますか。

委 員      施策2-2-1に心の教育とあり、前回の道徳教育を直していただいて、大変良くなったと思いますが、全体目標の郷土をつくる人材が育つというところにポイントをおきますと、心の教育では心もとないと思います。むしろ「地域の課題解決に資する教育」など地域学習のようなものを言葉として入れていただけたらいいのではないかと思います。今の子どもたちは何年か経つと大人になるわけです。選挙権も18歳からという動きもあるようです。これは小中高も地域課題に関する学習というものを取り入れてもらうようにしたらいいのではない

かと思っっているところでは。施策2-2-3には高等学校・専門学校の充実とありますが、市の明るい選挙推進委員は高校へ行って、選挙の仕方や選挙を棄権しないように出前講座を行っているようですので、その折にでも米沢市の課題等を教えていただくなどして、地域の課題へ関心を持つようにすれば、先程の18歳や22歳の選択の時にも少しは役に立つのではないかと思います。故郷に愛着を感じることは大切でありますけれども、小中高の内から地域を見て、僕・私ならこうすると考える学習を積み重ねる取組をしていただければ、地域づくりにやがては役に立つ人材になるのではないかと思います。

会 長      ありがとうございます。他にありますか。

委 員      これからの時代を担う人材育成には、新しい付加価値を生み出す人材を育成すべきだと先ほど発言があり、全くその通りで、大学に籍を置く者として、真っ先にそういうことを感じました。非常に素晴らしい指摘だと思いました。また、先程の意見で、重点事業で観光や国際対応をもっと前半にシフトすべきとの御意見がありました。施策4-5について、ここにグローバルな情報発信が薄いと気になりました。東京オリンピックが誘致されて日本に来る外国人観光客は間違いなく増えますが、黙っていると米沢には来ないと思います。つまり事前に日本の美しいものは、文化を含めて、ここにあるという情報が向こうに伝わってなければ、当然外国人は来ない。そういう意味では個々の自治体がグローバルの情報発信ができる・することが一つの地域における付加価値を生むことにつながるのではということもありますし、グローバルに限らず、日本国内においてそういった米沢ならではの付加価値情報を積極的に発信することは、この施策タイトルにある様々な情報とつながるということの中にはもっと踏み込んで入れてもいいのではないかと思います。極端な言い方をすると、ふるさと納税制度自体も米沢はこれだけ魅力ある資源に恵まれていながら、全国の先進地に比べれば認知度が低く納税額が低いことがありますので、横断的な意味を含めて、サイバー若しくは市民的なSNSを含めた色々なネットワークを通じて市民同士や国内外の求めている人や、グローバルに情報を求めている人に情報を発信し、つながることが必要で、結果としてそれが、人が移住することにも、付加価値を生むということにもつながっていくという意味で、是非その視点を入れていただければなと思いました。

会 長      どこかの自治体で、東京オリンピックに向けて、合宿誘致などで手を挙げませんでしたか。

委 員      東京都内でも消滅可能性自治体の危険性が高まっていて、日本の中でも文化的な資産を残している方が外国人旅行者や外国人移住者等の外国人流入量が多いのです。日本としてのアイデンティティが感じられるところの方が、外国人の訪問者が多いのです。やはり情報を積極的に発信して、米沢はケネディ駐日大使が他の自治体に行かないのに訪れてくださるほど、文化的資源を持っているので、極めて貴重なことだと思います。

会 長      ありがとうございます。他にありますか。

委 員      基本計画15ページの施策2-2-1「学校教育の充実」に関して、資料4で

も不登校について記載されていたことに意見としてお伝えしたいのですが、調整内容では、学校に登校することが前提で他の教育施策が成り立っているとの考えから不登校の解消が重要な課題であると回答があったのですが、今後学校教育を考えていく上で、これからの時代には合っておらず、遅れているなど思っていました。今国では、法律として多様な教育機会確保法という法律を制定する動きがあり、不登校が解消するものではないという考えがあるのですが、学校教育においても学校だけで何とかしようという動きではなく、法律を整備して、学校へ行かなくても義務教育の義務を果たせるような動きが国ではあり、最近では報道で取り上げられることも多くなってきました。学校が主体ではなくて、親が主体となって教育計画を立てていくというのを国が打ち出しています。そこを学校や民間NPOがサポートしていく流れがありまして、現在国が大枠を作っており、自治体で動いているところもあります。不登校を解消するとは違う捉え方で、学校に行くことよりも、何を学ぶかということが一番大切だと思います。先程不登校の子どもたちへの一貫した支援で御意見がありましたが、関わっている私たちからすると、一貫した対応を支援者がすることは大事だと思いますが、組織として一貫したというよりは、柔軟な対応をしなければならないと思いますし、不登校から社会参加できない若者がいる中で、学校段階での家庭や地域での連携を推進することは掲げてあるので、それに合わせて、国でもそういう動きがあることを踏まえて柔軟に対応すべきだと思います。施策の取組に関係機関と連携を図りますとありますが、同じような不登校の課題は昔からずっとありますので、関係機関との連携を図るとか推進するという表現が現在の総合計画の表現になっているのかもしれませんが、実際そういった連携を実感する機会はほとんどありません。具体的にどういう形で子どもたちをサポートしていくかという実施計画のところを明確にさせていただきたいなど、期待しています。

会 長      いかがでしょうか。他にありますか。

委 員      前の議題で公共交通の件で発言させていただきましたが、24ページの施策2-6-1の総合政策課と環境生活課で担当する「学生のニーズに対応した利便性の高い公共交通機関等の整備を推進します」というところで、ここの担当課しか触れていないのかと思います。重点事業でデマンド型交通システムの導入を推進しますとありますが、この部分に対しての取組は、どの担当課でも触れていないのかなと思います。公共交通というものは、整備をすることも大事だと思いますが、その前に存続させること、先程の市立病院の建替えもありますが、施設においても整備をすることよりも、地域になくってはならない大切なものとして存続させることが大前提だと思います。そのためには確実に収益をあげられるようなサービスを提供して、健全な財政の運営をできる施設でなければならないと思いますので、公共交通もあり方も、学生の移動手段だけではなく、観光やまちなかの活性化につながるような運用の仕方、あるいは、病院も診療科目を増やすだけではなく、色々なサービスを提供して収益を得られる体制づくりが必要だと思います。収益という面では、公共交通のあり方や市立病院の建替え事業については、健全な財政の運営のあり方ももう少し盛り込んでもいいのかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。

事務局 ただ今の公共交通についてですが、45ページの施策4-3-3でデマンド交通については触れておりますので御確認をお願いします。

委 員 31ページの施策3-3「生きがいを持って高齢期を過ごす長寿のまちづくりの推進」における目標値が記載されている老人クラブの加入者数は社会福祉協議会に事務局があります。ここ最近高齢者は年々増えているのですが、老人クラブの加入者数は減少しております。60歳以上は加入ができるのですが、老人クラブというネーミングがそぐわないということがあり、県外ではキラキラクラブといった名称変更も行っています。目標値を見ますと現状値より200人ほど増える目標値としており、社会福祉協議会としても課題ではあるのですが、行政側でも現状の取組ではなく、新たな取組も必要だと思いました。また、34、35ページの身近な支え合いのあるまちづくりの推進において、地域福祉活動における活動状況の推移で記載いただいておりますが、34ページに社会福祉協議会へ設置しているボランティアの登録者数と登録団体数がありまして、5年後で数値は増え、ボランティアが実質増えているのですが、高齢化してきております。元気な方はたくさんおりますが、若いボランティアの登録が必要だと思い、こちらも課題と認識しています。また、地域福祉活動を進めるにあたって人材の育成や団体の育成が記載ありますが、米沢がこれから地域福祉を進めるに当たっては、地区委員制度がありますが、町内会長会という組織も是非立ち上げていただいて、やはり町内会長が地域福祉活動を支えるための一番のキーパーソンになると考えておりますので、町内会長会の組織化をお願いしたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。

委 員 23ページ、施策2-6の表ですが、学園都市に関わる推移で25年度までしか数値がないですが、26、27年度も入れてもらったらいいのではないのでしょうか。栄養大学が発足しておりますので。あと、先程言いましたが、59ページ施策6-1-4のコミュニティセンターの拠点整備のところで、「老朽化したコミュニティセンター等施設の整備・改修を計画的に推進します」に建替えや改築を入れていただきたい。あと、基本構想案の9ページにある、2郷土をつくる人材が育つというところで、下から3行目に「郷土への愛着と誇りを持つための教育を推進していきます」とありますが、先ほど申し上げましたが、「郷土への愛着と誇りを持ち、地域への課題解決に資する教育の推進」に直していただけたらありがたいと思っております。

委 員 15ページですが、施策2-2-1について、先程委員から発言のあった不登校における国の新しい動きの件につきまして、新聞報道がなされておまして、おそらく今後見守らなければならないのだろうなと思いつつながら、施策での取組にある上から3行目を「支援を推進するため、支援体制の整備や関係機関との連携を図ります」と「支援体制の整備」を入れていただけないかなと思います。というのも、支援センターを新たに造るとか、現にある組織を拡充するとか、不応への対応する役割が今後増えてくるのではないかなということからです。もう一点は14ページの現状と課題の1行目の最後に、「家庭、地域、学校」と書いてあ

り、下から2行目には「家庭、学校、地域」という順番になっています。意味があつてここに書いているのかと思ひながら、できれば「学校、家庭、地域」となれば、段々広がっていくのではないかと思ひ、一般的かとは思ひますが、検討下さい。

会 長 それぞれの御専門の方からの発言で、他に何かありますか。よろしいでしょうか。他に御意見等がなければ、本日の御意見を踏まえた基本構想・基本計画案と重点事業案のパブリック・コメントに向けた最終調整について会長一任とさせていただきますということによろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは次に進みます。その他についてであります、委員の皆様や事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局 参考資料1「自治基本条例について」及び参考資料2「公契約条例について」に基づき説明

- この場をお借りしまして、2つの事案について、委員の皆さまの御意見をいただきたいと思ひます。
- 一つは参考資料1の自治基本条例について、もう一つが参考資料2の公契約条例についてです。
- 導入にしている自治体は、自治基本条例は11%程度、公契約条例は16自治体と全国的には少ないものとなっております。
- これら条例制定につきまして、議会の一部より提案がございまして、これまで内部で条例制定の必要性について研究してきました。しかし、多くの課題や問題点があると捉えております。
- 自治基本条例は、地域課題の対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくか明文化したものです。自治体の仕組みの基本ルールを定めた最高規範的性格を有する条例が多く、名称としては様々なものがあります。全国的に見て、条例のタイプは3つに分けられます。総合条例タイプ等ありますが、明確な類型ではなく、ほぼ定型化されております。構成としては、市民の定義や住民投票のあり方、情報公開、個人情報保護、協働関係について挙げられております。
- なぜ今検討を重ねているかといいますと、自治基本条例の問題点がございまして、全部で5つほどにまとめておりますが、一つは最高規範性ということで、ほぼすべての全国の条例はこの表現をしていますが、法律上条例に上下はありませんので、法制度上の問題があり、クリアできないのではという課題です。また、市民の定義ということで、条例で定義付けをしているのですが、ほとんどのものは、住所を有する人だけではなく、市外からの通勤通学者や外国人まで拡大しており、こちらも地方自治法等の兼ね合いで課題があると捉えております。3つ目、4つ目は住民投票の件です。一つが住民を導入する際に外国人の参政権を認めているということで、憲法に違反するのではというところ。さらに、仮に住民投票した場合の議会との兼ね合いで、二重行政を生じる結果にならないのかという問題です。特に議会の決定と住民投票の決定が違った場合、

かえって混乱を招くのではないかということで住民投票の制度上についての精査がし切れていないというところです。そういった様々な課題、問題点があります。

- ただ、制定にあたって次の点を注意すればいいものができるのではないかといいところがあるのですが、一つは市民生活に本当に役立つのかという点を検討しなければなりません。特に市民が本当に必要としているのかどうか、現行条例で対応できないか検討が必要でございます。また、市政への妨げや議会の否定につながらないかを良く検討する必要があります。これらの課題があるわけですが、市では既に市民の市政参加については制度化しております。総合計画策定条例、市協働推進条例、情報公開条例等がありまして、現状でも自治基本条例の定めも多くをこれらの制定された条例で網羅されていると捉えております。
- 参考資料2を御覧願います。こちらは公契約条例についてです。公契約条例とは、少なくとも当事者の一方が公の機関である契約をいい、例えば本市の場合、発注する道路改良工事等の公共工事や業務委託の契約などが該当します。この条例は労働者の適正な水準の賃金等の確保と安定した労働力の確保、サービスの質の向上を目的としておりまして、地方自治体が公共工事、委託事業を事業者が発注する際、あらかじめ作業報酬の下限額を定めて受注者の企業努力と適正な労働条件の確保を求めるものです。
- 公契約条例を制定する視点と問題点をご覧ください。利点ですが、4つほどありまして、公契約のもとで働く労働者の適正な水準の賃金等の確保が図られ、重層下請けの下位で働く人の賃金にも波及されるという利点があります。2つ目は、適切な労働環境のもと安定した労働力の確保につながる、3つ目は、公共工事・公共サービスの質の向上が期待できる。4つ目にダンピング防止につながるという利点が言われております。
- 一方で問題点も多々あります。一つは、限られた地域で公契約のみの対象では労働者全体の待遇改善にならないと言われておりまして、もともとは労働者全体の待遇改善を目的としておりますが、市と契約した場合のみこの恩恵にあずかれるのでは片落ちではないかという問題点です。2つ目の問題ですが、条例が適応される労働者とそうでない労働者に賃金格差が生じるという問題が生じます。異業種でも差が生じますし、同業種でも労働者間で差が生じる問題があります。また、同一企業内において働く方にも差が出てくる、これは、同じ内容なのに公契約とそうでないもので差が生じてくるという意味です。3つ目は、公契約条例は、労使間の労働契約に介入するものであり適切ではないという問題もあります。また、4つ目として、同じ仕事を行っている業者があつて、高い賃金を支払う公契約業者と契約することについて納税者の理解を得難いという問題点があります。
- 様々な問題点を挙げさせてもらいましたが、この条例に対する本市の対応としましては、本市における建設工事及び建設工事に関する測量・設計業務等については、入札において低価格調査制度を導入しており、著しい低い価格での落札

を防止する対策がとられているところであります。こういった意味で、労働環境の確保も図られるものと考えております。また、委託業務を受ける労働者の賃金を含めた労働条件については、労使双方で決定すべきものであり、労働基準法や最低賃金法に基づき定められていることから、一自治体によって対応できるものではないと捉えております。そのようなことから、市では公契約条例の制定に取り組む予定は今のところありません。繰り返しになりますが、この2つの条例については良い点、悪い点がございまして。内部で検討してきましたが、様々な問題があるということで、条例について見送っております。この2つの条例についての市の考え方について、御意見等いただきたいと存じます。

会 長 総合計画審議会ではあるのですが、委員へお諮りしたいという提案がありました。それでは、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

委 員 まず公契約条例については、ここに書いてある通り、私は必要ないと思います。どちらかというところ、この公契約条例の問題点は様々あるので、公契約条例を目指すよりは、実は私、社会保険労務士の県の常務理事をしており、労働条件審査の委員長をしておりまして、この労働条件審査というのは何かというと、まさしくここにあるように公共団体あるいは行政機関、公的機関が業務委託をしたり、請負をしたり、指定管理をしたりと、民間企業の活力を使いながら行政を運営しているわけですけれども、その中で、民間企業で働く方々の労働環境や労働条件が、労働基準法や労働賃金法、均等法、育休法、労働安全衛生法等の様々な労働関係法令をしっかりとコンプライアンスを守って、法令順守をしながら、しっかりと働く人の環境を守っているのかを審査しています。全国で見れば、法務省が各地方方法務局、米沢法務局の窓口業務も委託しており、委託業者を決定する際も労務士会でお手伝いをして社会貢献事業の一つとして、そういった行政機関が行う委託に関する相手先企業の労働条件の審査をして、評価をして改善を促すという事業をしておりますので、この労働条件審査を使ってもらいながら、相手先企業の環境や労働条件、職場環境の改善につながりますし、ひいては市民サービスの向上になり、働く人への福祉向上につながることで十分やっていけると思っていますので、逆に公契約条例を見ますと参考資料にもあるように、色々な問題点を露呈することになるのではないかなと思います。自治基本条例は、私個人としては、制定する必要はなくて、今の自治法の中で十分、監査請求や直接請求等色々なシステムがありますから、そのシステムを使いながら、住民参加型意思表示は出来ると思います。この基本条例は不要だと思います。

事務局 どうもありがとうございました。突然時間を割いていただいたの御相談でしたので、すぐには御意見がまとまらないと思いますので、この後、お気づきの点などありましたら事務局までメール等でお知らせいただければと思っております。なお、私どもとしては、今御説明したとおり、制度的に課題や問題点が多いという点で、現段階で条例制定の必要性について結論を出すのは時期尚早と考えておりますので、他の自治体等の動向を見ながらまた研究していきたいと思っておりますが、今のところ制定する予定はありませんので、それを踏まえまして御意見等あればよろしくお願いいたします。



会 長 何かありましたら、メール等でお送りください。他になにかありますでしょうか。

事務局 ただいま、最終調整は会長一任ということで御了承いただきましたので、6月中旬に、会長の最終確認をいただいた基本構想・基本計画案を委員の皆様にお送りいたしますとともに、7月1日から7月21日の期間でパブリック・コメントにかけさせていただく関係から、次回審議会の開催予定は8月上旬とさせていただきたいと考えております。次回審議会では、最終的な計画案の決定をしていただき、答申予定となっております。具体的な日程等については後日改めてお知らせをさせていただきます。

会 長 8月上旬ということですが、お盆前あたりで考えているようです。日程を調整いただければと思います。7月21日までのパブリック・コメントを受けてもう一度見直しをかけ、できたものを最終審議会の前に皆様にお送りして、最終審議会で御承認いただいたうえで市長へ答申を行います。よろしく願いいたします。それでは、本日の審議はここで終了させていただきます。スムーズな議事運営に御協力いただきましてありがとうございます。

事務局 本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして本日の米沢市総合計画審議会を閉会いたします。

(4) 閉会

以上